計画の推進方針 第2章

SDGsの活用 第1節

本基本計画の推進にあたっては、SDGsの広がりを好機と捉えて活用します。

そのため、SDGsと総合計画の施策の関連性を明らかにし、各施策に基づく事務事業の実施 にあたっては、SDGsの推進や活用を個別に検討していくことを基本姿勢とします。

SDGsを的確に踏まえた取組を総合的かつ効果的に展開することで、

SDGsを的確に踏まえた事務事業を、概ね3年ごとに策定する実施計画に登載し、事務事業 評価を通じて総合的かつ着実に進行管理していくことで、SDGs達成に貢献するとともに、本 基本計画とSDGsの同時推進が生み出す双方向の相乗効果により、さらなる計画推進を図りま す。

※ SDGs対応表はP○、○に掲載

SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略)とは、2015 (平成27)年9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016(平 成28)年から2030(令和12)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと、それを実現するための169のターゲット(達成 目標)で構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」と誓い、包摂的な社会の実現をめざし て、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしています。



■ SDG s 17 のゴール (ロゴ)

資料3 No. 3

■持続可能なまちづくりと社会的課題の解決の両立

世界を取り巻く環境は大きな変革期にあるといえます。経済発展が進む中で、デジタル技術の 急速な進展により、個人の生活や産業構造、雇用などを含めて社会のあり方が大きく変わろうと しています。

一方で、世界人口の増加と人口動態の激変が世界経済に大きな影響を与えており、地球環境や 社会格差などの問題も深刻化しています。

また、経済のグローバル化が進んだことで、一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖するのと同様に、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生するようになりました。、2020(令和2)年の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、突如として私たちに新たな社会的課題を突き付けるとともに、日々の暮らしのあり方にまで影響を与えました。世界各地をロックダウン(都市封鎖)に追い詰めた2020(令和2)年の新型コロナウイルスの感染拡大は、まさにその一例であったといえます。

こうした中、わが国は、高度な先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーション * から新たな価値が創造されることにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会 (Society 5.0 *)の実現に向けて取り組むとともに、「経済」「社会」「環境」の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざし、SDGs * (持続可能な開発目標)を強力に推進しています。

Society 5.0というコンセプトのもとSDGsが達成された未来は、本市が掲げる都市像と軌を一にするものです。社会経済環境の目まぐるしい変化に伴い個人の価値観や幸福感が大きく変化していく中で、

コロナ禍では、「リモート(遠隔)」という新しい距離の取り方が、多くの人々の働き方やコミュニケーション等に対する見方を変えたように、今後もデジタル社会や人生100年時代の到来などに伴い個人の価値観や幸福感が大きく変化していくと想定される中で、市民が多様な生活や幸せを追求できる社会を実現するためにも、本市には、持続可能なまちづくりを通じて、国の取組に即して基礎自治体としての役割を果たしていくことが求められています。

資料 3 No. 10

第1節

2 安心の環

政策 6

住み慣れた地域で、 自分らしく暮らせるまち

【10年後の理想の姿】

地域で課題を抱えている人を孤立させず、公的サービスを含む適切な支援につなぐためのネットワークが張り巡らされており、住民一人ひとりが、お互いさまの意識を持って、主体的に課題を把握し、解決に向けて取り組んでいます。

住民主体の介護予防活動が広がっており、参加者同士の交流もあり、高齢者は、健康でいきいきとしています。また、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が、関係機関の連携により一体的に提供される仕組みが構築されており、誰もが、日常生活に不安を抱えることなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。

<u>障がいのある人とその家族を支援する体制が充実しており、障がいのある人もない人も共に社会を</u> 支える一員として地域社会へ参加しています。

自立した生活が困難なときには、生活再建に向けた支援が行われています。

このように、誰もが、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる支え合いのあるまちをめざします。

行政や関係機関、地域の多様な主体が手を携え、世代や属性にかかわらず、すべての住民のさまざまな相談を受けとめ、社会とのつながりの確保や参加・就労の支援など、課題解決に向けて取り組んでいます。

こうした行政や関係機関の連携による支援とともに、地域では、それぞれの地域の特性や社会 資源に応じて、住民同士の支え合いや見守り、居場所をはじめとする多様な場づくりなどの地域 活動が行われています。

「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民や行政、地域の多様な主体がそれぞれ の役割を果たし、つながりを持ち、互いに支え合いながら暮らしています。

このように、地域全体でつながりのある包括的な支援体制が構築され、誰もが、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる支え合いのあるまちの実現をめざします。

施策

- 14 生きがいづくりと介護予防の推進
- 15 高齢者の地域生活支援
- 16 障がいのある人への支援
- 17 障がいのある人の社会参加の促進
- 18 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進(再掲)
- 19 生活困窮者の自立支援

15

高齢者の地域生活支援

施策の目的

高齢者が自立した生活を営むことができるように、関係機関の連携により医療、介護、予防、住まい、地域における生活支援などが切れ目なく提供される地域包括ケアシステム*の構築をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
健康寿命(65歳の平 均自立期間)	65歳の人が要介護 2 の状態になるまでの 期間			
認知症サポーター養 成講座受講者数(累 計)	認知症のことを正し く理解するための講 座を受講した市民等 の累計数			
高齢者の自覚的健康 観	介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査時の高 齢者の自覚的健康観 が「とてもよい」「ま あよい」である方の割 合			

現状・課題

◆地域での生活支援の充実

高齢者の介護や日常生活の困りごとなどの相談支援は、高齢者人口の伸びから、今後、ますます重要となってくることから、地域における支援体制づくりや、現在の活動をさらに充実させていくことが求められています。

地域における支援活動団体が連携し、役割分担を行いながら、補い合うことで活動を継続することも重要となっています。

◆認知症対策の充実

認知症の人や、その家族を温かく見守るためには、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を応援する方が、地域で活躍できる仕組みづくりが求められています。

◆介護サービスの提供体制の充実

介護を必要とする状態になっても、高齢者やその家族が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、いつでも安心して、適切なサービスを受けることのできる仕組みづくりが求められています。

重点的な取組

◆地域での生活支援の充実

高齢者の在宅生活を支えるため、多様な主体による支援体制を構築するためボランティア、NPO、民間企業、協同組合等による第1層協議体を設置するとともに、地域包括支援センター担当範囲を基本とした第2層協議体を設置し、それぞれの地域における課題や活動状況に沿った支援体制を構築します。

この第2層協議体の活動を推進し、それぞれの地域に合った高齢者の生活支援の担い手やサービスの提供体制の充実に取り組みます。

◆認知症対策の充実

認知症を正しく理解する認知症サポーター養成講座を継続して開催するとともに、養成講座 の講師役となるキャラバンメイトの養成に取り組みます。

また、認知症の人や家族が気軽に集い、同じ境遇にある方々が交流できる場として認知症カフェの開設を推進するため、情報提供や地域での活動参加への呼びかけを行います。

さらに、認知症の初期段階からの適切な支援に向けて、認知症初期集中支援チームを設置し 支援の充実に取り組みます。

◆介護サービスの提供体制の充実

高齢者が、切れ目なく適切な医療・介護サービスを受けることができるよう、医療、介護等の専門職種や地域の支援者・住民が協働して地域課題の解決に当たる、地域ケア会議を充実させ、地域におけるネットワークと新たな社会資源の構築に取り組みます。

また、介護や医療、予防の専門的なサービスと、地域に根差し、市民が主体となった見守りや支え合い、町内会やボランティア活動等の社会参加等による地域包括ケアシステム*の構築に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で自身の望む生活を継続することができるよう支援します。

さらに、複雑・多様化する生活課題を抱えている高齢者宅への訪問等を行い、きめ細かな支援を届けるため、地域包括ケアシステムを推進するため、地域高齢者支援センターを地域包括支援センターとして再編・強化し、基幹型地域包括支援センターと連携して取り組みます。

16

障がいのある人への支援

施策の目的

障がいのある人やその家族が、必要なときに必要な支援を受けながら、その人らしく地域の中で暮らすことができる社会をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
委託相談支援事業所 (障害者相談センタ 一)における相談人 数及びサービス利用 支援件数	委託相談支援事業所 での年間相談実人数 とサービス利用につ なげた件数			
サポートファイル [※] 所持率	就学相談時にサポートファイルを所持し、 活用する人の割合			

現状・課題

◆相談支援体制の充実

基幹相談支援センター及び市内4か所に設置している障害者相談センターにおいて相談業務を行っていますが、近年、親の高齢化や障がいの重度化、また、世帯で複数の課題を抱えた障がいのある人への支援等、複雑化・複合化した課題に対応できるよう、支援の質の向上をめざし、地域のさまざまな機関や市民とのネットワークを広げていくことが求められています。

難病については、保健・医療・福祉が連携して、よりきめ細かな療養相談に応じていくことが求められています。また、精神障がい等で入院している方が、退院後も地域でその人らしく暮らしていける仕組みづくりも求められています。

◆地域生活支援の充実

障がいの種類や程度の違いによって、必要とする支援は異なるため、それぞれの特性に合った対応が求められていますが、近年では特に在宅で生活する医療的ケアを必要とする子どもや強度行動障害のある方の日中活動場所や居住場所の確保が求められています。

障がいのある子どもを養育する家族の一時的な休息や、就労機会の確保、また、障がいのある子どもの放課後及び長期休暇時の活動場所の確保や支援内容の充実に向けた取組も求められています。

◆早期療育支援の充実

乳幼児健診等さまざまな機会を通して、発達に課題があり、早期に支援が必要な子どもに対し、早期療育支援につながる取組を実施しており、さらなる取組の充実や体制強化が求められています。

◆教育的支援の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の増加や、支援の複雑化・多様化に対応するための家庭・教育・福祉の連携を含めた体制強化やその取組が求められています。

重点的な取組

◆相談支援体制の充実

基幹相談支援センターを中心に、障害者相談センターや障がいのある人や子どもの日常生活をマネジメントする指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の機能向上を図るとともに、関係機関や地域との連携を強化し、引き続きアウトリーチ活動も行うなど、相談支援体制の充実に取り組みます。

難病については、県が設置した難病相談支援センター等と連携して取り組みます。

また、精神障がい者の地域移行促進のため、ピアサポーターの積極的な活用や、高知市精神 障害者地域移行支援者会議等を通じて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム^{*}」の構 築に取り組みます。

◆地域生活支援の充実

障がいのある人が必要とするサービスや支援の把握に努め、ニーズに応じた障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供など、地域生活の支援体制づくりに取り組みます。

また、障がいのある子どもを持つ親の就労促進や子育て支援のため、障がいのある子どもに 対応できる施設事業所等の増加に取り組みます。

◆早期療育支援の充実

発達に何らかの課題のある子どもへの支援が切れ目なく引き継がれるようにサポートファイル*を効果的に活用しながら、関係機関との連携強化を図ります。また、インクルーシブ保育*・教育の概念に基づき、すべての子どもに有効な「ユニバーサルデザイン*に基づく支援」が展開される体制づくりに取り組みます。子ども発達支援センターにおいて、障がいのある子どもや発達に何らかの課題のある子どもへの支援の充実にも取り組みます。

◆教育的支援の充実

就学・進学時のスムーズな移行支援や児童生徒の特別な教育的ニーズに応じた合理的配慮の 提供のために、移行期においては、個別移行支援計画や引継ぎシート等を作成したり、就学・ 進学時においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画等を作成したりするとともに、福祉 や医療機関等を含めた支援会等を開催するなど、家庭・教育・福祉が連携し、支援の充実を図 っていきます。

19

生活困窮者の自立支援

施策の目的

市民が生活に困窮した場合でも最低限度の生活が保障されるとともに、就労や住居などの包括的な支援により自立した生活を送ることができる社会をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
自立支援プランの目 標達成件数	自立支援プランに基 づくサービスを受け て目標が達成された 件数			
就労支援プログラム 利用者の就職率	就労支援プログラム による支援を受けて 就職に至った割合			

現状・課題

◆生活困窮者の自立支援

本市の生活保護率は中核市*の中でも高い割合となっており、適正な生活保護行政の推進と併せて、生活保護に至る前の段階での生活困窮者への自立に向けた支援が求められています。

本市では、このような支援の窓口として、高知市生活支援相談センターを開設しています。 2018(平成 30)年度から、生活困窮者自立支援法における必須・任意のすべての事業を実施し、 他の生活支援関係団体と連携を図りながら、支援に取り組んでいます。

また、生活保護受給者や生活保護の相談段階の方、生活困窮者への支援として、高知労働局と協定を締結し、就労支援窓口を開設して就労支援を行っています。相談者の中には、早期の一般就労が難しい方もいるため、経済的自立をめざした就労支援だけでなく生活訓練といった日常生活、社会生活の自立をめざした生活支援への取組が必要です。また、2018 (平成 30) 年の生活困窮者自立支援法改正により、自治体の各部局において生活困窮者を把握した場合は、自立相談支援事業等の利用勧奨に努めることとされており、関係部局の連携強化や自立相談協力事業所等のさらなる開拓と関係機関との情報共有を行う会議体の設置が今後の課題となっています。

◆住宅セーフティネットの構築

低額所得者、高齢者及び障がい者などにおいては、適切な規模や居住性を備えた民間賃貸住宅への入居を拒まれるなどの理由により、住まいの確保が難しくなってきています。

このような「住宅確保要配慮者」が、地域の中で安心して安定的に暮らしていくことができるように、市営住宅を含めた多様な賃貸住宅の供給促進や必要な居住支援の実施など重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築が求められています。

重点的な取組

◆生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階での生活困窮者に対して、地域や関係団体と連携しながら高知市生活支援相談センターへの相談につなぎ、家計改善支援や就労準備支援、中間的就労の場の提供など、相談内容に応じた伴走型の自立支援を行い、経済的自立、日常生活及び社会生活の自立をめざし、生活再建への支援に取り組みます。また、日頃相談につながりにくい方々へのアウトリーチを進めるため、関係団体の協力の下、より地域に密着した会場を確保し、休日出張相談会「くらし何でも相談会」を開催するほか、高知市生活支援相談センターの体制を拡充し、支援に当たっては、福祉分野や就労分野など関連団体だけでなく、庁内の関係部署とも連携を図りながら取り組みます。

生活保護受給者には適正な生活保護を実施するため、公共職業安定所など関係機関との連携を図りながら就労を促進するなど、自立助長に向けた取組を進めます。

◆住宅セーフティネットの構築

高知市住生活基本計画及び住宅セーフティネット法に基づき、地域優良賃貸住宅への支援、 サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃 貸住宅)の登録拡大や居住支援体制の充実に向けた取組を進めます。

25

生きる力を育む学校教育の充実

施策の目的

児童生徒一人ひとりの特性を活かした適切な教育を進めるとともに、教職員の資質・能力の向上を図ることなどを通じて、子どもたちの生きる力の育成をめざし、確かな学力と豊かな心、健やかな体を養う教育活動の充実に取り組みます。

◆成果指標

* /%/N/101/X				
成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
国語、算数・数学の 学力の全国平均値 との比較	全国学力・学習状況 調査結果において、 全国平均正答率を 100としたときの比 較			(注 1)
授業に対する児童 生徒の肯定的な評 価の割合	全国学力・学習状況 調査結果において、 児童生徒質問紙の 「国語、算数・数字 の授業の内すか」の 質問に肯定的な 質問に肯記合			(注 1)
自己肯定感の高い 児童生徒の割合	全国学力・学習状況 調査結果において、 児童生徒質問 よい 無の 「自分には と思いる を おいる の質問 した ますか」の答を した 割合			(注 1)
体力調査における 全国平均との比較	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果において、全国 体力合計点との差			(注2)
不登校児童生徒の 割合 (出現率)	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸注意に関する調査における不登校児童生徒の割合			

⁽注1) 最終目標値(2030(令和12)年度)については、2025(令和7)年度の全国学力・学習状況調査 結果を基に、再度検討して目標値を設定します。

⁽注2) 最終目標値(2030(令和12)年度)については、2025(令和7)年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を基に、再度検討して目標値を設定します。

現状・課題

◆知・徳・体の充実

知・徳・体のバランスのとれた力の育成をめざすに当たっては、児童生徒に必要な資質・能力を育成する取組が求められています。

また、子どもたちの進路を保障し、生きる力を育むための学力向上への取組と道徳教育の充実を図るとともに、家庭・地域が連携し、豊かな心を育み、より良い生き方をめざす子どもの育成が求められています。

体力については、全国平均の水準を維持するとともに、さらなる体力の向上をめざすため、 運動に親しむ取組が求められています。

◆保・幼・小連携の充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期にふさわしい生活の中での主体的な活動を通し、育成をめざす資質・能力の基礎が育まれています。小学校学習指導要領に示されたように、保・幼・小連携の取組を通して、互いの保育・教育や幼児期から児童期への発達の流れを幼稚園教諭等と小学校教員が理解し、それらを踏まえながら小学校教育を進めていく必要があります。しかし、本市においては、小学校区に複数の園があることや、一つの小学校に30以上もの園から幼児が入学してくることもあることなどから、連携を進めにくい状況があります。

そこで、保・幼・小連携推進地区事業を土台にして「人・組織・教育をつなぐ取組」を充実し、各園における幼児の自発的な遊びを中心とした総合的な指導のあり方と子どもの育ちを理解し、小学校においても児童が主体的に自己を発揮できるような学習活動を工夫することで、小学校以降の学力向上や不登校対応の基盤を成す、学びに向かう力を育むことが求められています。

◆小・中学校連携の充実

学習指導要領に示すところに従い、義務教育9年間を通じて育成をめざす資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められています。小学校段階では、学級担任が児童の生活全般に関わりながら、各教科等の指導を含めた児童の育ちを全般的に支えることを通して、幼児期の教育の成果を受け継ぎ、児童に義務教育としての基礎的な資質・能力の育成を、中学校段階では、学級での日常的な指導と教科担任による専門性を踏まえた指導とを行う中で、小学校教育の成果を受け継ぎ、生徒に義務教育9年間を通して必要な資質・能力の育成をめざす教育を行うことがそれぞれ求められます。

本市においては、一つの中学校区に含まれる小学校は1校から5校とさまざまですが、中学校区ごとに校区の小学校と連携し、学校段階間等の接続を円滑に図ることが大切です。

◆教職員の資質・能力の向上

次代を生きる子どもたちの資質・能力を育成するために、新しい教育への転換が求められています。また、社会の急激な変化に伴い、学校現場が抱える課題も複雑化・多様化する中、教職員に求められる役割が一層多様化しています。そうした中でカリキュラム・マネジメントの確立、道徳教育や外国語教育の充実、ICT*の活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応など新しい教育課題に対応する研修の実施や、課題解決に向けて、校内で必要に応じて関係する専門家と連携した組織として取り組んでいく「チームとしての学校」を実現するための学校のマネジメント機能の強化が求められています。

また、教員の世代交代も急激に進む中で、教職員一人ひとりのキャリアステージに応じて求められる資質・能力の育成は、OJTとOff-JT*の連動により、計画的に進めることが必要です。さらに、学校現場を主体とした「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の取組等を通して、教職員の実践力の向上を図ることが求められています。

◆学校の I C T環境整備及び活用

これまで、計画的に進めてきた学校へのICT機器の整備に加え、「GIGAスクール構想の 実現」に向け、児童生徒一人1台端末の整備及び校内の高速大容量通信ネットワーク整備とと もに、高知市独自の取組による、全普通教室への電子黒板の設置及びデジタル教科書の整備も 進めています。

これに伴い、これまで以上に、教員がICT機器の操作に慣れていくことや授業等への活用を推進することが必要であり、学校全体としての取組を進めるためにも、教員の育成や幅広い支援等が急務となります。

また、プログラミング的思考等を育むプログラミング教育の実施においては、児童生徒の生活や教科等の学習と関連付けつつ、発達の段階に応じて位置付けていくことが求められています。

◆いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実

子どもが安心・安全な落ち着いた学校生活を送るためには、予防的・組織的な生徒指導の取組を進め、いじめ・不登校・問題行動等への対応力の向上を図っていくことが必要です。

また、子どもたちに将来への展望を持たせ、主体的な活動を通して成長を促すとともに、規範意識の醸成を図る取組が求められています。

◆特別支援教育の充実

障がいの有無に関わらず、誰もが共に学ぶことのできるインクルーシブ教育システム*の構築に向け、特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりのニーズに応じた通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」の提供と適切な支援が求められます。

校内支援体制の整備の強化を図り、教職員の資質向上を図るとともに、通常の学級における 特別な支援を必要とする子どもに対しても、ニーズを把握し、合理的配慮の適切な提供が求め られています。

重点的な取組

◆知・徳・体の充実

基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用力向上をめざして、学力向上アクティブ・プランの着実な推進により、小学校学力を全国トップレベル、中学校を全国平均まで引き上げるとともに、小学校中学年における外国語活動と、高学年における外国語科の新設に伴い、グローバル社会に適応する外国語教育の一層の充実に取り組みます。併せて、志を高めるためのキャリア教育を推進しながら、進路指導の充実に取り組みます。

また、情報活用能力の育成を図るために、文部科学省から示された「GIGAスクール構想の実現」による児童生徒一人1台のタブレット端末をはじめ、電子黒板やデジタル教科書等のICT環境の整備や、プログラミング教育を推進することで、学習指導要領の趣旨に沿った、新たな学びのスタイルを生み出し、未来を切り拓く子供の育成をめざします。

高知みらい科学館では、理科好きの子どもを増やすため、プラネタリウム学習や実験学習を 行う科学館理科学習や校外学習の受入れなど、理科教育の振興に取り組みます。

道徳教育のさらなる充実を図るために、家庭や地域との連携・協力を深め、豊かな体験を通して、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成に取り組むとともに、体力調査結果の分析を行い、指導方法の工夫・改善により、児童生徒の体力向上に取り組みます。

◆保・幼・小連携の充実

保・幼・小連携を推進する「保・幼・小連携推進地区」等の取組における教職員の交流・連携等を通して、年長後期のアプローチカリキュラムと小学校入学期のスタートカリキュラムを合わせた接続カリキュラムの充実に取り組みます。また、の取組の充実と、小学1年生に特化した「小1サポーター」の人的支援とともに、小学校入学期のスタートカリキュラムの質的向上を図る小1プロブレム対策事業の充実を図り、子どもたちの安心・成長・自立をめざします。

併せて、リーフレット等を活用し、年長児保護者への情報提供を積極的に行うことで、小学校入学時の安心感を高めます。

◆小・中学校連携の充実

小・中学校の連携を図るため、中学校区ごとの合同研修会や、小・中学校の教職員による情報交換を行います。義務教育段階において身に付けるべき学習内容を、教科ごとの系統性を意識した学習指導に生かす授業研究や、進級や進学に伴う児童生徒への支援を切れ目なく行うため、児童生徒理解を含めた教育活動の接続を図ります。

併せて、義務教育修了となる中学校卒業時には、高等学校以降につながる学力の定着と資質・ 能力の育成をめざします。

◆教職員の資質・能力の向上

OJTとOff—JTの有機的な関連を図り研修効果を高めるために、研修のあり方を一層工夫し、課題解決に向けて個業ではなく組織で対応する「チームとしての学校」が機能するよう、学校のマネジメント機能を強化します。

また、複雑化・多様化した課題を解決するために、他機関との連携を踏まえ学校が組織として機能し、同じ方向に向かって、共に支え合い努力し合う仲間やその体制の中で学び続ける姿勢を高めていけるよう、メンター制度や教科部会、学年会等を活用したOJTの充実を図り、計画的な人材育成を推進していきます。

具体的には、中学校の教科の「タテ持ち」の導入により定期的に行われる教科会を、若年教員の資質・指導力の向上、知識や技能等の習得の場とし、日常的にOJTを行います。小学校においても、2019(平成31)年度から導入が始まった、ベテラン教員やミドルリーダークラスの教員が指導・相談役(メンター)として若年教員(メンティー)を育成する「メンターチーム」を校内に設置し、チーム内で学びあう「メンター制」により、組織的な育成の仕組を整えていきます。

このように、急激に進む教職員の世代交代に伴う「育成」の課題について、学校経営と授業 改善を中心とした学力向上の取組の両面から支援を行うことで、学校の組織的で主体的な教職 員の資質・能力の向上を図ります。

◆学校の I C T環境整備及び活用

児童生徒一人1台の端末をはじめ、電子黒板及びデジタル教科書の整備等、ICT環境が整った状況の中、新たな学びのスタイルを創り出すためには、ICT機器の操作や教育活動における活用を含めた、教員の資質・能力の向上が必須となります。

そのため、高知市立学校におけるICTの活用を支援するため、産学官連携による「高知市立学校ICT活用推進協議会」において、研究及び協議を進めながら、ICTの活用推進のための研修や講座の開催及び先進的な活用事例の提供などを行います。

また、プログラミング教育においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するものをめざしながら、発達の段階に応じた学習を進めていきます。

◆いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実

いじめや暴力、不登校等を生じさせないために、学級経営の充実を図り、どの子どもにも居場所となる学校・学級づくりに努めるとともに、学校カウンセラーや臨床心理士等の配置による相談体制の整備を含む学校の組織的対応力を高め、各関係機関とも連携し、一人ひとりの子どもへの教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

併せて、17名のスクールソーシャルワーカーを各中学校区に派遣し、それぞれの学校からの要請により事業に取り組み、「福祉の専門家」として、児童生徒の置かれた環境改善の好転に向けて、福祉、医療、保健、労働等の関係機関と連携強化を図るとともに、教育支援センターに「心理の専門家」である臨床心理士1名を常駐できるよう配置し、不登校状態の児童生徒への心のケアを図ることで、状態の解消や緩和に努めます。さらに、学校の校内不登校支援委員会に、指導主事等が積極的に参加し、不登校状態の児童生徒への個別支援等への助言等を行います。

また、学校、家庭、関係機関や地域の方々と日常的な情報交換に努め、地域ぐるみのチーム学校でいじめ・不登校等の防止に取り組みます。

◆特別支援教育の充実

特別支援学級担任及び特別支援学校教員の資質・指導力の向上を図るため、特別支援教育スーパーバイザーによる、児童生徒のアセスメントや授業づくりの訪問支援を実施します。

各学校で、誰もが「分かる」「できる」「楽しい」授業づくりや安心して過ごせる環境づくりなどユニバーサルデザイン[※]に基づいた授業改善や環境整備に取り組みます。

障がいのある児童生徒及び通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒については、教育相談機能を充実させるとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成する中で、合理的配慮の提供について合意形成を図り、特別支援教育の充実に取り組みます。

26

安全で安心な教育環境の整備

施策の目的

学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の教育に取り組むとともに、学校施設・設備の計画的な整備を進めることで、子どもたちが安全で安心して教育を受けられる環境を整えます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
地域と協働して学校 づくりを行っている 学校数	学校支援地域本部等 の設置校数			
小・中学校等施設 のトイレ改修率	高知市立小・中・義務 教育・特別支援学校の 普通教室が配置され ている校舎や屋内運 動場において、トイレ の洋式化を実施した 割合			
防災学習の実施率	小・中・義務教育学校 で年間 5 時間以上の 防災の授業を実施し た学校数の割合 ○100%を維持する指標			
多様な避難訓練の実 施率	さまざまな状況を想 定した避難訓練の反 復実施 (年間3回以 上)した学校数の割合 〇100%を維持する指標			

現状・課題

◆教育環境、学校組織の充実

教育活動を豊かにするため、学校・家庭・地域が一体となって子どもを見守る体制づくりとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの合理的配慮の視点に立った基礎的環境整備が求められています。

また、今後の児童生徒数の減少を見据えた学校規模の検討についても求められています。

◆施設・設備の整備

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震から児童生徒の命を守る取組は概ね目処がついたものの、児童生徒を取り巻く日常生活の中で、トイレの洋式化が進んでいるのに対し、学校施設のトイレの洋式化が遅れているほか、施設の老朽化に伴い、汚れや臭い、照明が暗いといった状況であることから、計画的なトイレの環境改善が求められています。

新学習指導要領に対応した学習や次世代の社会を創っていく子どもたちには、情報活用能力の育成を図っていくことが重要です。それらを進めるためには情報教育・ICT*環境の推進・整備は不可欠であり、その充実が求められています。

◆防災教育の充実

近い将来、子どもたちが南海トラフ地震に遭遇する可能性が高く、災害発生後は、まちの復 旧・復興のリーダーとして、取り組むこととなります。

南海トラフ地震に備えて、子どもたちの知識を高め、防災に主体的に行動ができる態度と技能を身に付ける学習が必要とされています。また、保護者や地域との協働の下で防災教育を進めることにより、防災に貢献できる人づくりが求められています。

重点的な取組

◆教育環境、学校組織の充実

学校・家庭・地域との協働による教育活動の充実や地域の教育力向上を図るため、学校支援 地域本部、地域学校協働本部や学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の拡大・充実に取り 組みます。

また、障害者差別解消法施行に伴い、合理的配慮を行うための土台となる基礎的環境整備に取り組みます。

さらに、地域のコミュニティの核として、学校を存続させることを基本に、学校規模の適正 化にも取り組むとともに、義務教育9年間の教育効果を向上させるため小中一貫教育及び小中 連携教育に取り組みます。

◆施設・設備の整備

普通教室が配置されている校舎や屋内運動場のうち、トイレの洋式化が完了していない建物について、環境改善のためのトイレの改修に計画的に取り組みます。

また、電子黒板の導入や学習用コンピューターの拡充やLAN環境整備(超高速インターネット及び無線LAN環境の整備)といったICT化など教育環境の充実にも取り組みます。 学校におけるICT環境の維持・管理に努め、ICTを活用した教育活動を支援します。

◆防災教育の充実

各学校で、「高知市地震・津波防災教育の手引き」をはじめ、さまざまな教材や資料を活用した系統的かつ実践的な防災学習を推進し、子どもたちへの自助・共助の態度の育成に取り組みます。

さまざまな状況を想定した避難訓練を反復して実施するとともに、地域や近隣の学校、保育所・幼稚園及び関係機関等と連携・協力し、地域防災の視点に立った避難訓練にも取り組みます。

また、教職員の防災教育や災害時における災害対応について、より専門的な見識と実行力を 発揮することができる人材育成を推進するために、「防災士*」の有資格教員を育成する取組を 行うとともに、防災教育推進教員の研修会の充実を図ります。

31

多様で魅力的な 芸術・文化活動の推進

施策の目的

市民が芸術・文化に触れ親しむ機会を充実させるとともに、文化の担い手の育成や、文化施設の積極的な利活用を推進することで、芸術・文化の振興を通じた心豊かな暮らしの実現をめざします。

地域に根ざしたまんが文化を定着させながら、その裾野を広げるとともに、「まんが王国土佐」を全国に発信していくことで、まんが文化をまちの魅力と活力の創出につなげます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
芸術文化を鑑賞または芸術・文化活動を行う市民の割合	市民意識調査による市民の割合			
高知市展への出品数	アンデパンダン形式 (注)の美術展(10部門)への出品数			

(注)無審査・無賞形式

現状・課題

◆芸術・文化活動の推進

多様で魅力的な文化鑑賞や創造の場を提供し、さまざまな広報手法により、広く情報提供されることが求められています。

また、既存施設の展示物の魅力を再発見し、十分に伝えることができるよう、人材育成やネットワークづくりが求められています。

より多くの市民が、日常生活の中で気軽に芸術文化に触れることができるよう、市民の芸術・文化活動を支援し、活動団体の交流を促進する取組とともに、幼少期から芸術文化に親しむ環境づくりが求められています。また、芸術文化に取り組む市民が、自由に集い、連携し、新たな文化を創造できる仕組みづくりが求められています。

文化振興の拠点施設である高知市文化プラザや春野文化ホールピアステージ等、経年により 施設整備更新が必要になっていることから、施設の長寿命化を図るため、順次、長寿命化改修 等に着手することとしています。

◆まんが文化の振興

本市におけるまんが文化の情報発信、まんが文化に関わる人材育成や、まんが文化を活用したまちおこしの取組が求められています。

まんがを活用した商店街における集客の促進や、クールジャパンの象徴である「まんが」に よる誘客を図るため、多言語化による外国人観光客誘致について戦略的に見直す必要がありま す。また、まんがによる地域活性化の観点から、中心商店街との連携が課題となっています。 これまで、高知市におけるまんが文化を活用したまちおこしの取組や人材育成、まんが文化の情報発信に取り組んできた結果、国内関係者に高知市がまんが活用先進地であることが認知されてきました。横山隆一記念まんが館には、今や日本を代表する文化の一分野であるまんがの歴史の研究や資料の保存などが期待されています。

しかし近年、厳しい財政状況により、集客力があり、市民からの関心も高い人気作品の全国 巡回展などの開催ができない状況が続いています。このため、まんがを活用した中心市街地へ の来街の促進やまちおこしに十分な成果をあげられていないという課題があります。

重点的な取組

◆芸術・文化活動の推進

高知市文化プラザや春野文化ホールピアステージをはじめとした、芸術文化の拠点施設において、市民ニーズに対応した活動機会の提供を行い、従来の広報活動に加え、SNS*(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用し、若い世代を含めた、より多くの方に向けた情報提供に取り組みます。

また、施設の魅力を十分に伝えるための経営感覚を持った専門的職員(アーツマネージャー*) の育成に取り組み、各種団体とのネットワークづくりに取り組みます。

多彩な芸術文化の鑑賞機会の提供に努め、アーティスト自らが行うアウトリーチプログラムやワークショップの実施により、芸術文化に触れる機会の少ない市民にも、身近に芸術文化を感じてもらえるよう取り組みます。

また、アーティストが学校現場に出向き、学校と協力しながら、児童生徒と芸術文化に対するワークショップを開催するなど、幼少期から芸術文化に接する機会の提供に取り組みます。 文化施設の整備については長期計画に基づき、順次取り組みます。

◆まんが文化の振興

日本のまんが史における横山隆一の功績を広く周知し、まんが王国土佐を全国にPRするため、まんが館の活性化や情報発信に努めるとともに、まんが文化の振興とまんが文化に関わる 人材育成に取り組みます。また、地域の活性化に貢献するため、まんがを活用したまちおこし に取り組みます。

さらに、日本のまんがは海外でも注目を浴びており、県や県内企業、周辺商店街等との連携 を強め、国内観光のみならず海外からの誘客にもつながるような事業展開に取り組みます。

日本のまんが史における横山隆一の功績を研究することで得られた、まんが史に関する研究 成果を残していくことも含め、まんが館の活性化に努めます。

これからの高知のまんが文化を新たに創造していく人材育成のために、高いレベルの作品を 見て学んでもらえるような質の高い企画展を実施するほか、さまざまなまんがに関する情報を 発信していきます。

また、まんが文化を通じた中心市街地の賑わい創出のため、県や県内企業、周辺商店街等と 連携を取りながら、国内観光のみならず海外からの誘客にもつながるような事業展開に取り組 み、地域の活性化に貢献します。

32

先人から受け継いだ 歴史文化・文化財保護の推進

施策の目的

先人から受け継いだ文化を次世代に継承・発展させるため、貴重な地域の歴史や文化財の保存・研究・発信に取り組むことで、その文化的価値や重要性についての市民の理解を深めるとともに、郷土愛を育み、保護意識を高めます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
指定文化財と登録文 化財の数	次世代に継承させる ため、保護していく文 化財の数			
文化財施設や史跡の 利用者と入館者の数 (注)	本市が管理・公開している文化財施設等を 見学、または利用する 市民の数			
自由民権記念館の展 示観覧者の数	自由民権運動史を中 心とした土佐の近代 史に関する常設展示 等を観覧した方の数			

⁽注) 利用者は寺田寅彦記念館、大川筋武家屋敷資料館の施設利用者数、入館者は旧山内家下屋 敷長屋ほか10施設の施設入館者数

現状・課題

◆歴史文化の保全・継承、市史の研究

地域に根ざした貴重な歴史文化を後世に継承していくとともに、地域の貴重な歴史資源を知り、親しみを感じるための取組が求められています。

また、土佐の歴史を後世に伝えるため、市史の研究に関する取組が求められています。

◆歴史学習の推進

歴史学習の本質や意義を踏まえ、若年層にも広く興味を持ってもらえるように、地域の歴史 文化を分かりやすく発信することが求められています。

◆文化財の保護

貴重な歴史資源である文化財の保護に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地における開発行為 に伴う発掘調査に対応するため、十分な調査研究体制の整備が求められています。

重点的な取組

◆歴史文化の保全・継承、市史の研究

貴重な歴史資源を後世に引き継ぐため、歴史文化に関する専門知識や技術等を有する人材の育成に努め、歴史研究者との連携を継続しながら、地域の歴史文化の調査・研究に取り組むとともに、地域の歴史文化を広く国内外に知ってもらうために、これまで以上にSNS*(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用した広報活動にも取り組みます。

市史編さん事業においては、市史編さん委員会専門部会の研究成果として 2019 (平成 31) 年度に「高知市史考古編」を刊行・頒布しており、今後も継続的に調査活動を続け、情報発信に取り組みます。

◆歴史学習の推進

小中学生が地域の歴史文化に触れることによって、歴史学習に一層、興味・関心を持ってもらうとともに、郷土愛や地域への愛着・理解を育むため、歴史学習の本質や意義を踏まえた子ども向けの体験・参加型のプログラムの構築に取り組みます。

◆文化財の保護

文化財の適切な保護に努め、<mark>市民をはじめ、国内外の方々にも</mark>その価値を市民に知っていただくための周知に取り組みます。また、埋蔵文化財包蔵地における開発行為に伴う調査に対応できる体制づくりや、専門的職員の育成に取り組みます。